

「和寒町観光プロモーション動画作成事業」
公募型プロポーザル実施要領

平成30年 4月
和寒町着地型観光推進協議会

目 次

1. 趣旨
2. 事業概要
3. 応募条件
4. 事業者選定の流れ
5. 参加表明書及び提案書の提出について
6. 選考方法
7. 評価方法について
8. 契約期間終了時の取扱い
9. 契約締結
10. 留意事項

和寒町観光プロモーション動画作成事業公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本事業は、和寒町の新たな情報発信ツールとして動画コンテンツを作成し、町内外に向けたわかりやすい情報発信の強化を図り、和寒町のイメージ向上や認知度向上につなげるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名称

「和寒町観光プロモーション動画作成事業」

(2) 事業場所

北海道和寒町全域

(3) 企画提案に求めるテーマ

- ・和寒町の農産物、特産品、自然、イベントなどの地域資源を広く情報発信できる内容、演出、構成、テーマなどの動画コンセプトの提示（これまで協議会で発掘した地域資源なども提供）
- ・効果的な情報発信が期待できる動画の活用法

(4) 企画提案の内容

- ・次の項目を明記すること。

- ①企画内容
- ②構成
- ③動画の活用法
- ④BGMや演出など視聴覚的な効果
- ⑤取材体制（スタッフの人数、構成、取材頻度）

※類似事業の成果品があればその映像メディアを提出のこと。

※企画提案は、本業務における具体的な取組方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。なお、本事業の目的に関わりのない内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合がある。

(5) 成果品

- ・5分から10分程度の動画を2種類
- ・webコンテンツ搭載用のショートバージョン1種類
- ・作成した動画内容の一切の権利は和寒町着地型観光推進協議会に帰属するものとし、事務局を有する和寒町が公益目的のために管理・運用する。

(6) 事業スケジュール（予定）

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりである。なお、今後の協議により変更することがある。

- ① 観光プロモーション動画作成事業 契約締結 平成30年5月中旬
- ② 観光プロモーション動画作成事業 事業期間 平成31年2月下旬まで

(7) 提案金額

以下に示す事業価格の範囲で業務内容を提案すること。

和寒町観光プロモーション動画作成事業

1, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

(8) 留意事項

本事業は公益財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金の申請要件等に留意するものとする。

3. 応募条件

(1) 応募者の資格要件

ア 次のいずれにも該当しないものであること

- ① 契約を締結する能力を有しない者。
- ② 破産者で復権を得ない者。
- ③ 契約及びその履行にあたり不誠実な行為等を行い、競争入札への参加を排除されている者。
- ④ 国税・町税などを滞納している者。
- ⑤ 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（個人又は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者。
- ⑥ 応募日において、営業年数が1年未満の者。

イ 北海道内に本店、又は支店、営業所、出張所の所在地として営業している者。

ウ 北海道内で本業務と同種又は類似する業務を実施している団体等。

エ 本業務と同種又は類似する業務において、完了した実績を有すること。

(2) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 実施要領の配布の日から提案書提出までの期間に、町が措置する指名停止の処分を受けている者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始申立てをしている者。
- ⑥ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑦ 収めるべき税金を滞納している者。

4. 事業者選定の流れ

(1) 日程 (予定)

項目	日程
プロポーザル公募開始 ・和寒町HPに掲載 ・食と観光の魅力発信／北海道和寒町役場	平成30年 4月16日(月) から
質問提出期間	平成30年 4月16日(月) ～ 平成30年 4月23日(月) まで
参加表明受付期限	平成30年 4月16日(月) ～ 平成30年 5月 1日(火) まで
提案書の提出期限	平成30年 5月 7日(月) まで
審査委員の書面審査による事業者の選定	平成30年 5月上旬
事業者との契約	平成30年 5月上旬

(2) 質問

① 質問方法

電子メール及びFAXで提出すること。

件名を「【質問書】(参加資格 or 提案書)和寒町観光プロモーション動画作成事業(〇〇〇社)」とすること。

② 提出先

和寒町産業振興課

E-mail: nou-tokusan@town.wassamu.hokkaido.jp

TEL : 0165-32-2423 FAX : 0165-32-4238

④ 質問受付期限

平成30年 4月23日(月)まで

⑤ 質問への回答

随時、電子メール又はFAXで回答する。

なお、意見表明等、本件の趣旨から離れているものへの回答は行わない。

5. 参加表明書及び提案書の提出について

応募者及び応募者の構成員は、以下のア～カの書類に書類符合を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを6部(正本1部、副本5部)提出すること。

(1) 参加表明書

① 提出書類

ア. 参加申込書【様式1】(事業者の代表者名)

イ. 業務実績報告書【様式2】

ウ. 添付書類

a 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3ヶ月以内の商業登記簿謄本の写し

b 各社の定款又は寄付行為状況

- c 各社の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- d 各社の業務内容が分かるパンフレット等
- e 各社の直近1年間の納税証明書の写し
 - ・国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則 法施行規則別紙第8号様式その3の3
- f 各社の委任状（支店・営業所の長に契約締結等の権限委任の場合）
- g 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）の写し

② 提出期限

平成30年 5月 1日（火）まで
（土曜、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提案書

① 提出書類【様式3】及び下記別紙（任意様式）

- 1. 事業実施方針（任意様式）
- 2. 和寒町観光プロモーション動画作成業務に関する提案（任意様式）
- 3. 事業工程表（任意様式）
- 4. 事業費積算書（様式4）

② 提出期限

平成30年 5月 7日（月）まで
（土曜、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 作成要領

- ① 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

(4) 提出方法

持参または郵送
（配達確認ができるもので、平成30年5月7日（月）午後5時産業振興課必着）

(5) 提出先

〒098-0192
北海道上川郡和寒町字西町120番地
和寒町産業振興課 TEL：0165-32-2423 FAX：0165-32-4238

(6) 参加を辞退する場合

応募者が「和寒町観光プロモーション動画作成事業」公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、平成30年5月7日（月）までに辞退届（任意様式）を提出すること。

6. 選考方法

(1) 評価について

書類審査をもとに審査会にて総合的に評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(2) 書類審査
書類審査は、参加表明書及び提案書を用いて審査を行う。

(3) 選考結果
選考結果については、選考後速やかに応募者全員に直接文書で通知する。電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

7. 評価方法について

提案書の評価については提出された「和寒町観光プロモーション動画作成事業」の各項目について適正且つ、本事業の推進が確実に実施されるかを判断し評価するものである。

8. 契約期間終了時の取扱い

契約期間終了後、作成した動画内容の一切の権限を和寒町着地型観光推進協議会に譲渡するものとする。

9. 契約締結

契約は、和寒町観光プロモーション動画作成事業について、優先交渉権者と実施年度にそれぞれ随意契約により契約締結するものとし、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

優先交渉権者の提出した提案書等に基づき、改めて見積書の提出を依頼するものとする。

10. 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関するすべての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

② 提出書類の取扱い

ア. 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ. 提出書類は返却しない。

ウ. 和寒町着地型観光推進協議会は、参加者に無断で「和寒町観光プロモーション動画作成事業」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはない。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④ 和寒町着地型観光推進協議会からの提供書類の取扱い

和寒町着地型観光推進協議会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 1 応募者の複数提案禁止

1応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

⑥ 提出書類について

和寒町着地型観光推進協議会の指示による以外の提出書類の変更、差替え、再提出、返却には応じないものとする。

⑦ 提出期限の問い合わせには応じない。

⑧ 郵便、電子メール等の通信事故について、和寒町着地型観光推進協議会は一切の責任を負わない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

① 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては指名停止処置を行うことがある。

ア. 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合。

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ウ. 本実施要領に違反すると認められた場合。

エ. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の公正な進行を妨げた場合。

オ. 和寒町観光プロモーション動画作成事業の見積金額が提案上限額を超えている場合。

② 必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③ 審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

① 誠実な業務遂行

ア. 事業者は、実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、和寒町着地型観光推進協議会との間で誠意をもって協議すること。

ウ. 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

② 事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行する。和寒町着地型観光推進協議会は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、町は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、和寒町着地型観光推進協議会は、事業者との契約を解除することができるものとする。

イ. 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、和寒町着地型観光推進協議会は事業者との契約を解除することができる。

ウ. 上のア又はイにより契約を解除した場合には、事業者は、和寒町着地型観光推進協議会に生じた損害を賠償しなければならない。

エ. 不可抗力その他町又は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、和寒町着地型観光推進協議会と事業者は、事業継続の可否について協議する。